

後期高齢者医療制度 被保険者の皆さまへ

令和6年8月から被保険者証が切り替わります！

新しい被保険者証は7月下旬までに、恩納村役場から郵送又は窓口で交付します。被保険者証が届いたら、住所・氏名・一部負担金の割合を確認してください。

8月から医療機関の窓口で新しい被保険者証を提示してください。

有効
期限

令和7年7月31日

- **保険料に未納がある方は**、7月31日(水)までに健康保険課窓口で保険料納付と被保険者証の切り替えをお願いします。
- 色(ピンク)の変更はありません。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和7年7月31日
交付年月日	令和6年8月1日
被保険者番号	12345678
住所	恩納村字恩納2451番地
被保険者氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 5年 7月 5日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
有効期日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
被保険者番号並びに保険料の金額及び印	3,947,2139 沖縄県後期高齢者医療広域連合 印

令和6年度保険料について

納付書で納付又は口座振替で納付される方は、7月中旬までに保険料額決定通知書および納入通知書を郵送します。納付書で納付される方は、第1期の納期限が7月31日(水)までとなっていますので、納め忘れのないようお願いします。

お問い合わせ：健康保険課 ☎966-1217

後期高齢者医療制度

保険料率が変わります

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料が見直されます。

令和6・7年度の保険料率は次のとおりです。

また、医療保険制度を公平に支えあうことを目的に、制度が改正されました。

保険料率に関する制度の改正(内容)

- 現役世代の負担を減らすため、後期高齢者負担率の設定方法の見直し
- 子育てを全世帯で支えあうため、後期高齢者医療制度から、出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みの導入

均等割額 被保険者が等しく負担

令和4・5年度(年間) **48,440円** ▶ 令和6・7年度(年間) **56,400円** **7,960円増**

所得割率 被保険者の所得に応じて負担

令和4・5年度(年間) **8.88%** ▶ 令和6・7年度(年間) **11.60%** **2.72%増**

※賦課のもととなる所得金額が58万円を超えない方は、10.18%となります。(令和6年度のみ)

賦課限度額 1年間の保険料の上限額

令和4・5年度(年間) **66万円** ▶ 令和6・7年度(年間) **80万円*** **14万円増**

※「令和6年3月末日までに75歳に到達して資格取得した方」、「障害認定で資格取得した方」は、73万円となります。(令和6年度のみ)

お問い合わせ：沖縄県後期高齢者医療広域連合 ☎963-8012
恩納村役場 健康保険課 国保係 ☎966-1217